資料２

「佐賀県森林環境税」に対する意見（案）

佐賀県森林審議会

佐賀県森林環境税に対する本審議会の意見（案）

(1) 継　続

- 佐賀県森林環境税は、今後も継続することが必要。

(2) 税　額

- 次期環境税の税額は、現状のままでよい。

(3) 使　途

- 次期環境税の使途としてこれまでの事業は、基本的に継続でよい。
- 荒廃森林の現況把握、木育活動の強化、事業PRの強化が必要。
- 佐賀県森林環境税と国森林環境譲与税の使途のすみ分けを明確にする必要がある。

【補足】(1) 佐賀県森林環境税の方針について

佐賀県森林環境税は、今後も継続することが必要

- これまで森林環境の保全のために佐賀県森林環境税を活用して「さがの森林再生事業」で取り組んできた各事業は、一定の成果があった。
- しかし、第３期末（令和４年度末）時点で、荒廃森林約8,100ha（H29末推計）のうち、約3,900ha残存する見込み。また、現時点では健全な森林でも、適正に管理されなければ、今後、荒廃森林に移行することが懸念される。
- 森林・林業を取り巻く状況は依然として厳しく、森林所有者による整備だけでは荒廃森林の解消は困難である。
- また、県民アンケートの結果では、佐賀県森林環境税の継続への賛同が概ね得られている。（賛成81%、反対5%）
- 以上のことから、引き続き、森林環境の保全を図るため、佐賀県森林環境税を継続し、森林を社会全体で支えていく必要がある。

【補足】(2) 次期佐賀県森林環境税の税額について

税額は現状のままでよい

- 他県と比較して、「個人負担額」及び「人工林面積当たりの税収額」が中位であり、妥当と考えられる。
- 森林の有する多面的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、県民に広く公平に負担を求めている現在の仕組みの継続が妥当と考えられる。
- また、県民アンケートの結果からも、現在の金額が「妥当である」との意見（76%）を得ている。
- 以上のことから、税額は現状のままでよい。

【補足】(3) 次期佐賀県森林環境税の使途について

① これまでの事業は基本的に継続でよい。

② 荒廃森林の現況把握、木育活動の強化、事業PRの強化が必要。

③ 佐賀県森林環境税と国森林環境譲与税の使途のすみ分けを明確にする必要がある。

①これまでの事業は基本的に継続でよい。

- これまでの事業実施により、荒廃森林の減少や下層植生の自然導入が見られ、森林の土壌保全機能が向上するなど効果が表れ、森林環境の保全が図られていると判断できる。
- 残存する荒廃森林の解消に引き続き取り組む必要がある。
- 地理的条件の悪い森林における搬出間伐等の支援により、森林所有者等による荒廃森林の解消が進んでいる。
- 森林づくり活動等への参加者は、安定して推移している。
- 以上のことから、現在実施している各事業は基本的に継続の方向でよい。

②荒廃森林の現況把握、木育活動の強化、事業PRの強化が必要。

- 森林は年々成長するため、新たな荒廃森林が発生している可能性がある。荒廃森林の把握は定期的に行う必要がある。
- 小学生などにもわかりやすい木育を続けていく必要がある。
- 県民アンケート結果では、税事業への理解はあるものの、森林環境税自体の認知度は依然として向上しておらず（29%）、ＰＲを強化する必要がある。

③佐賀県森林環境税と国森林環境譲与税の使途のすみ分けを明確にする必要がある。

- 佐賀県森林環境税と国森林環境譲与税の使途・対象森林のすみ分けを、県民に対して明確に説明できるようにする必要がある。

参考資料

取組の方向性（これまでの議論）

これまでの事業効果・課題	県民の意見	残る荒廃森林の解消
間伐による下層植生の誘導 森林所有者による荒廃森林の解消 若い世代で税の認知度が低い	継続に肯定的な意見が80.5% 税負担額は適当との意見が76.1%	残る3.9千haの解消に努める必要性
情勢の変化	**他県の事業継続状況**	**委員のご意見**
国の森林環境譲与税の創設 多発・長期化する集中豪雨 2050年ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙの実現	令和3年度までは、税を導入した全ての県で課税期間を延長	事業継続の方向 国税とのすみ分け整理 荒廃森林の現況把握の必要性 事業PR・木育活動等の強化

これから

■ 取組を継続し、引き続き荒廃森林の解消に努める

＜具体的な取組＞

- 県による荒廃森林の再生
- 市町が行う間伐等への支援
- 森林所有者等が行う搬出間伐等の支援
- 県民参加の森林づくり
- 税事業の取組の紹介

＋

- ■ 荒廃森林の現況把握のための調査
- ■ 木育活動の強化
- ■ 税事業のPRの強化

森林環境税額の他府県との比較

①個人負担額（円/年）

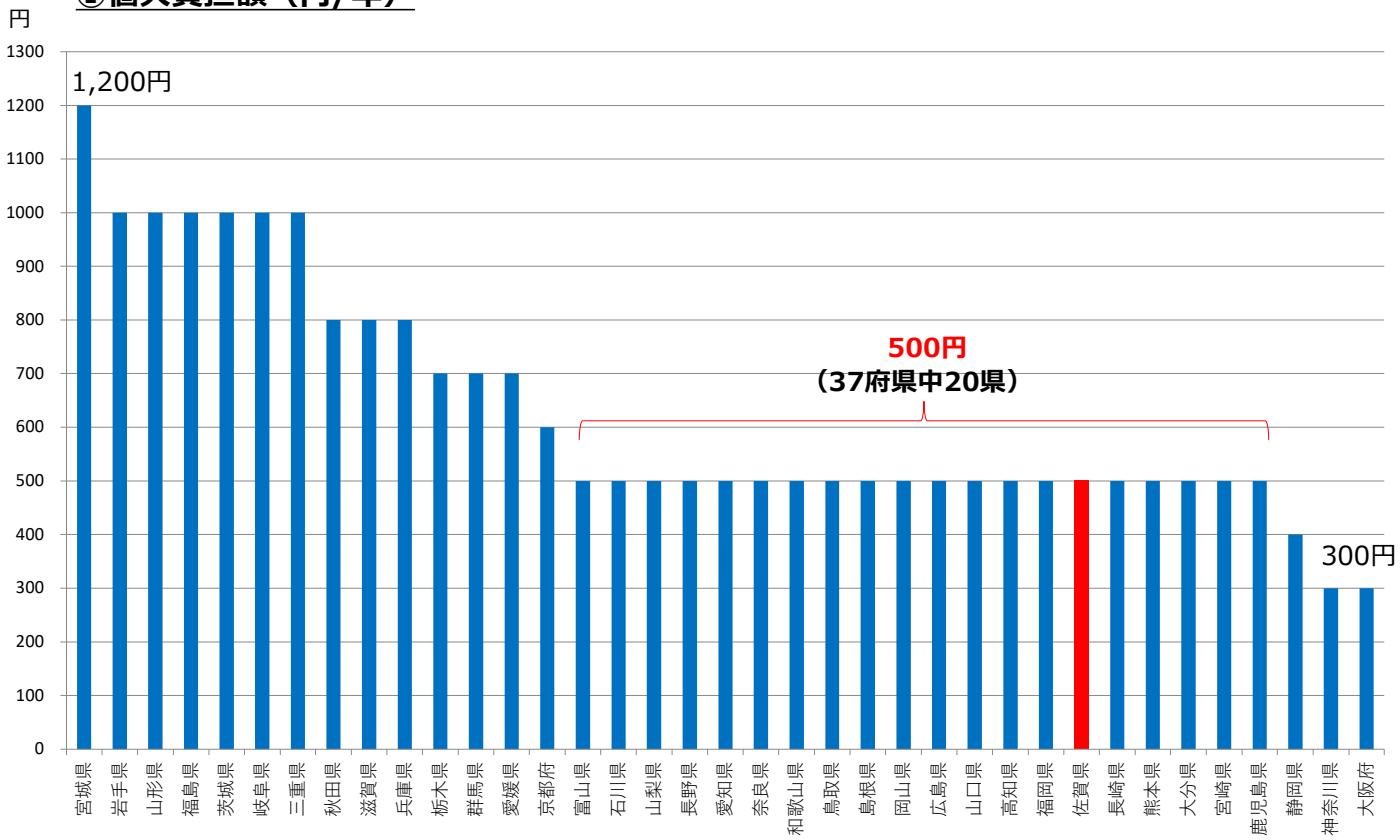

②人工林単位面積あたりの税収 【環境税税収（円）/ 人工林面積（ha）】

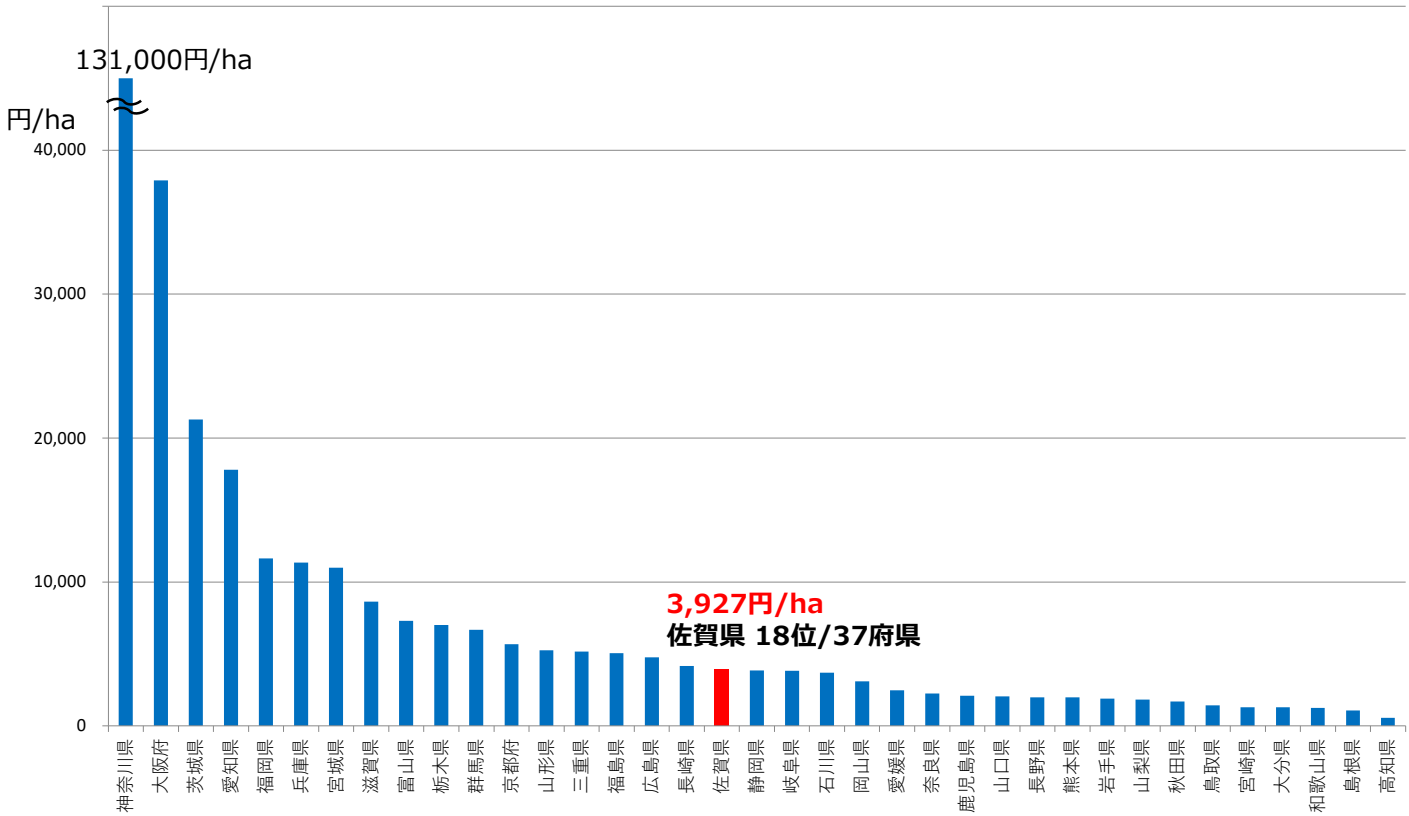

森林環境税・譲与税（国）の概要

1　税の趣旨

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する。（令和元年度から譲与開始）

2　納税義務者・税率・課税期間

納税義務者	国内に住所を有する個人
税率・課税方法	年額1,000円 令和６年度から個人住民税と併せて賦課徴収
譲与基準	【市町】　総額の9割相当額を市町村に譲与。 各市町村に私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分して譲与。 【県】　総額の1割相当額を都道府県に譲与。 各都道府県に市町と同様の基準で按分して譲与。 ※制度創設当初は県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行
使途	【市町】　森林整備及びその促進に関する費用 （間伐、担い手の確保・育成、木材利用の促進、普及啓発等） 【県】　市町の支援及び森林整備の促進（担い手の確保・育成、木材利用の促進等）に関する費用

3　譲与規模

【市町】R3実績　約237百万円　【県】R3実績　約42百万円

佐賀県森林環境税と森林環境譲与税（国）とのすみ分け

項目	佐賀県森林環境税	国森林環境譲与税	
	2.5億円/年	市町（R3：2.4億円）	県（R3：0.4億円）
目的	**森林の公益的な機能の更なる発揮** 森林の有する公益的な機能を高めるため、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施	**温室効果ガスの削減** パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等	
使途	1．水源の涵養や県土の保全（災害対策）を目的として、**県が指定する重要な区域内で実施する森林整備** 2．森林所有者の**条件不利地域での森林整備への支援** 3．**県民参加による森林づくり活動**	1．森林経営管理法（平成31年4月施行）に基づき、**林業経営に適さない森林**について、市町が**所有者の委託を受けて行う森林整備** 2．**担い手の育成・確保** 3．**木材利用の促進**	1．**市町の活動支援** 2．**担い手の育成・確保** 3．**木材利用の促進**

森林整備にかかるすみ分けのイメージ



- 県、市町及び県民が一体となって「点」から「面」への隙間のない森林整備
- 災害に強い森林づくり、地球温暖化の防止、きれいな水や空気の創出、森林を守る人づくり